

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前				改 正 後			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第56条第2項の規定に基づき、京都大学の事務組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局の事務担当等)</p> <p>第7条 教員、事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働及び組織的な連携体制により、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は各センター等（<u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。</u>））における教育研究活動等の運営を組織的かつ効果的に行うため、当該部局に事務担当その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(中 略)</p>				<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。<u>以下「組織規程」という。</u>）第56条第2項の規定に基づき、京都大学の事務組織等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部局の事務担当等)</p> <p>第7条 教員、事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働及び組織的な連携体制により、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくは各センター等（<u>組織規程第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。</u>）<u>又は監査室をいう。</u>）における教育研究活動等の運営を組織的かつ効果的に行うため、当該部局に事務担当その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>附 則（令和7年達示第57号） この規程は、令和7年10月1日から施行する。</p>			
別表1（第4条関係）				別表1（第4条関係）			
部等		課等		部等		課等	
(略)				(同 左)			
コンプライアンス部		内部統制室 調査室 法務室 人権室		コンプライアンス部		調査室 法務室 人権室	
(略)				(同 左)			
(中 略)							
別表3（第8条関係）				別表3（第8条関係）			
1 組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者	1 組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者
(略)				(同 左)			

本部構内 (文系)共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	本部構内(文系)共通事務部図書担当課長	本部構内(文系)共通事務部長	本部構内(文系)共通事務部	本部構内(文系)共通事務部長が命ずる特定の事業に係る事務に関し、本部構内(文系)共通事務部長を助け、及び管理すること。	本部構内(文系)共通事務部事業推進担当課長	本部構内(文系)共通事務部長
	人と社会の未来研究院に係る事務に関し、本部構内(文系)共通事務部長を助け、及び管理すること。	本部構内(文系)共通事務部人と社会の未来研究院担当課長	本部構内(文系)共通事務部長		(同 左)		
(略)				(同 左)			
(後 略)							